

議案第 96 号

三豊市職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について

三豊市職員の給与の臨時特例に関する条例を次のように定める。

平成 25 年 9 月 5 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間（以下「特例期間」という。）における職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職に属する職員をいう。以下同じ。）の給与の支給額を減額するため、三豊市職員の給与に関する条例（平成18年三豊市条例第61号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(給与条例の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第4条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（三豊市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年三豊市条例第11号）附則第7項の規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	3級以下	100分の1.4
医療職給料表（一）	4級及び5級	100分の2.8
医療職給料表（二）		
医療職給料表（三）	6级以上	100分の3.4

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち給与条例第30条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第30条第1項 前項に定める額

(2) 給与条例第30条第2項又は第3項 前項に定める額に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第30条第4項 前項に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第18条から第21条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額と特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年三豊市条例第50号）第11条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日の勤務時間を減じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第11項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項各号及び前項の規定の適用については、第1項中「、給料月額に」とあるのは「、給料月額から給与条例附則第11項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項各号中「前項」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第13項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（三豊市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、三豊市職員の育児休業等に関する条例（平成18年三豊市条例第51号）第11条の規定の適用については、同条中「給与条例第22条」とあるのは、「三豊市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年三豊市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、三豊市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条第3項の規定の適用については、同項中「同条例第22条」とあるのは、「三豊市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年三豊市条例第 号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、三豊市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(平成 18 年三豊市条例第 42 号) 第 4 条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、三豊市職員の給与の臨時特例に関する条例（平成 25 年三豊市条例第 号）第 2 条第 1 項及び第 2 項（同条第 4 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(端数計算)

第 6 条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。